

奈良県立美術館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十七号

奈良県立美術館管理規則等の一部を改正する規則

(奈良県立美術館管理規則の一部改正)

第一条 奈良県立美術館管理規則(昭和四十八年二月奈良県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「第二章」を「第十一条」に、「第二十九条」を「第三十一条第一項」に、「都道府県の教育委員会」を「同項第二号に掲げる者」に改める。
(なら歴史芸術文化村管理規則の一部改正)

第二条 なら歴史芸術文化村管理規則(令和二年十月奈良県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「第二章」を「第十一条」に、「第二十九条」を「第三十一条第一項」に、「都道府県の教育委員会」を「同項第二号に掲げる者」に改める。
(奈良県立民俗博物館管理規則の一部改正)

第三条 奈良県立民俗博物館管理規則(昭和四十九年十月奈良県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号中「第二章」を「第十一条」に、「第二十九条」を「第三十一条第一項」に、「都道府県の教育委員会」を「同項第二号に掲げる者」に改める。
(奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則の一部改正)

第四条 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則(令和元年十一月奈良県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「第十条」を「第十一条」に、「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。